

令和8年8月

令和8年熊本地震発生に伴う「緊急時短期資金保証制度」及び 「緊急時条件変更」の取扱い開始について

熊本中央信用金庫は、「令和8年熊本地震」の発生に伴い、その影響が懸念される事業者の皆さまへのご支援を目的とし、下記の融資の取り扱いを開始いたしましたのでご案内申し上げます。

お客さまからのご相談に対しましては、迅速かつきめ細やかに対応してまいりますのでお気軽にご相談ください。

◎緊急時短期資金保証制度【熊本県信用保証協会保証付】について

対象となるお客さま	令和8年熊本地震の影響を受けた中小・小規模事業者の皆さま
限度額	直近決算（確定申告）期の月商1ヵ月以内 借入限度2億8,000万円以内 (諸条件がございますので、お取引店舗または最寄りの店舗までご相談ください。)
資金使途	事業資金（運転資金）
期間	6ヵ月以内
保証料率	別途、所定の保証料が必要です。
融資利率	2.000%
返済方法	一括返済 (期限で一括返済ができない場合は長期資金にて借換可。)
保証人	経営者保証に関するガイドラインに基づいて対応。

◎返済条件変更について

対象となるお客さま	令和8年熊本地震の影響を受けた中小・小規模事業者の皆さま
対象となる借入	熊本県信用保証協会の保証付きのお借入れ
条件変更の内容	6ヵ月以内の元金据置

※お申込に際し所定の審査がございます。ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。各詳細は窓口にてお問い合わせください。

※上記以外でもお客さまの状況に応じたご相談を受け付けておりますのでお気軽にご相談ください。

(参考) [令和8年7月「令和8年熊本地震」発生に伴うご相談窓口の設置について](#)をご参照ください。

◎本件に関するお問い合わせ

お問い合わせ先	お取引店舗または最寄りの店舗へお問い合わせください。
---------	----------------------------